

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目 次>

- 1 〔資料 8 4 － 2 － 1〕改正概要・・・・・・・・・・ 1
- 2 〔資料 8 4 － 2 － 2〕新旧対照表・・・・・・・・・・ 6

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について

（電気通信事業法第41条第3項の規定による
電気通信事業者の指定について）

平成30年2月9日
事 務 局

利用者への影響が大きい回線非設置事業者の指定について

制度の概要

- 電気通信事業法（以下「法」という。）では、従前より、回線設置事業者に対して、その電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準への適合維持義務を課している。
- 総務省では、回線非設置事業者における重大事故の増加等を踏まえ、技術基準等の事故防止の規律を整備するため、法、関係省令等を改正し、平成27年4月1日に施行した。
- 同改正により、総務大臣が、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者100万以上）を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示により指定できることとし（法第41条第3項）、指定を受けた回線非設置事業者に対して、回線設置事業者と同様の技術基準適合維持義務を課すこととした（同条第4項）。

	技術基準 適合維持 （設備を技術基準に適合 するように維持）	自己確認 （設備の技術基準適合への 適合を自己確認し届出）	管理規程 （設備の管理規程を定め届出）	電気通信設備 統括管理者 （経営層における設備管理の 責任者を選任し届出）	電気通信 主任技術者 （現場での設備管理の 監督責任者を選任し届出）
回線設置事業者	○	○	○	○	○
指定を受けた 回線非設置事業者	○	○	○	○	○
指定を受けていない 回線非設置事業者	—	—	—	—	—

平成27年4月1日
施行の改正電気
通信事業法で
新たに義務付け

平成27年4月1日	制度施行
平成27年8月7日	(株)NTTぷらら、ニフティ(株)、ビッグローブ(株)を指定
平成29年4月1日	ニフティ株式会社再編
平成29年5月7日	ニフティ株式会社の再編により再編前のニフティ社の指定を解除
平成29年9月29日	再編後のニフティ株式会社を指定

○現在指定されている電気通信事業者

指定された電気通信事業者	基準を満たす電気通信役務
株式会社NTTぷらら	インターネット接続サービス
ニフティ株式会社	インターネット接続サービス
ビッグローブ株式会社	インターネット接続サービス

「諮問を要しない軽微な事項について」の改正

法第41条第3項の規定による「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者」の指定は、法第169条第1項第2号の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項とされているところ、以下については諮問を要しない軽微な事項としたい。

(施行期日は、電気通信事業部会において改正を決定した日とする。)

- 現行の電気通信事業法施行規則第二十七条の二の二第二項の基準(有料かつ利用者100万以上)を満たす電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定

有料の電気通信役務を提供する電気通信事業者からの毎年度の報告(電気通信事業報告規則第2条)により利用者数を把握可能。

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第四十一条

1・2 (略)

3 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務(基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

4 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(第一項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

5 (略)

○ 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

○ 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

(表略)

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の四により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの

○諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第六項までの規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。 一 五 （略）	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第五項までの規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。 一 法第十二条の二第四項第二号ロ又は二の規定による電気通信設備の指定のうち、次に掲げるもの 1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気通信設備の指定 イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）第三条第一項の規定による固定端末系伝送路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合 ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合 2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の電気通信設備の指定 イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項

六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの

1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当

- ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第一項
- 二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。
- 1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの
- 2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの
- 三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）
- 四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
- 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの
- 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの
- 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備
- 五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの（新設）

七 2 項第一号に規定する数を超えた場合 報告規則第二條第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七條の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合 二第二項第一号に規定する数を超えた場合 (略)	六 として個別に認定したものほか、審議会が軽微な事項
---	---